



2月は一年で最も寒さが厳しい時期で、冬らしい冷たい空気が肌にしみる日が続いています。節分や立春に加え、2月23日は「税理士記念日」とされ、税務の専門家の役割を改めて意識する月でもあります。私たちも気を引き締め、変化の続く税制や経営環境の中で、皆さまの事業の安定と発展を支えるべく、より身近で頼れる存在として努めてまいります。



- ・12月決算法人の確定申告
- ・6月決算法人の中間（予定）申告
- ・個人確定申告開始（2/16～3/16）
- ・固定資産税の納付（第4期）



企業経営や税務会計、業種ごとに役立つ情報を紹介していきます 経営虎の巻 第133回 AIで営業が変わる

販促・営業の現場でもAIの活用が進むと、企画から実行までのスピードを高めて業務を変えられます。リサーチや資料準備をAIで効率化すれば、営業担当者は顧客との関係づくりや、個別課題を解決する提案づくりなど、人にしかできない仕事に時間を使えるでしょう。具体的には次のような活用が考えられます。

- 1. コンテンツ作成** — 見込み客の獲得に向けて記事、メルマガ、SNS投稿などを短時間で作成し、問い合わせ増につなげます。
- 2. 営業トークとよくある質問の作成** — 提案の流れや想定問答を自動生成し、若手の立ち上がりを早め、問い合わせ対応の品質をそろえます。
- 3. 提案資料と報告書の作成** — 過去の資料をもとにニーズに合った提案書を作成し、報告書作成も含め作業時間を大幅に短縮します。
- 4. 顧客管理システムとの連携** — 顧客データを分析し、次に取るべき行動と適切なタイミングを示します。営業ノウハウの共有も進みます。

中小企業ではまだ活用が限定的ですが、今後は急速な広がりが予測されます。成果を左右するのは顧客データを整え、入力基準、権限管理、個人情報の扱いなどの運用ルールを固められるかどうかです。まずは商材や対象顧客を絞って小さく試し、問い合わせ数や商談化率、作成時間などの指標で効果を確認しながら改善を重ねるのが現実的ではないでしょうか。自社の現状の棚卸しを行い、早い段階から情報収集と体制づくりを進めることが重要な経営課題になります。

解体新書

新スタッフの自己紹介と上司の激励メッセージです

西岡 将（にしおか しょう）

- 部署 会計部
- 誕生日 6月4日
- 職歴 各地の宿泊施設で接客
- 趣味・特技 ヨーヨー・将棋
- プチ自慢 小学校の時から今でも一緒に遊ぶ友達がいる。



あいさつ 6月に入社しました。まだまだ知識不足でみなさまにご迷惑をおかけしておりますが、たくさんのごことを学んで1日でも早く戦力になれるように努めます。よろしくお願いします。

上司からのメッセージ 異業種からの転職ということもあり、現在は日々新しい知識の習得に励んでいる段階です。不慣れな点も多々あるかとは思いますが、持ち前の若さとエネルギーで、一つひとつの業務に非常に前向きに取り組んでおります。ここからの頑張りごに期待を寄せておりますので、温かくご指導いただけますと幸いです。



令和7年12月26日の閣議決定を受け、令和8年度の税制改正大綱が公表されました。今回の改正は「企業の投資後押しと所得拡大」が主眼です。解散総選挙の影響で細部が流動的になる可能性もありますが、皆様に影響の大きい項目をピックアップします。

1. 設備投資の支援強化

・特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

経済産業省の確認を得た設備投資（5億円以上）について、即時償却（一括経費算入）または税額控除が適用されます。特筆すべきは、これまで対象外となることが多かった建物も即時償却の対象に含まれた点です。大規模投資を検討する企業には極めて大きな節税効果が見込まれます。

・少額減価償却資産特例の拡充

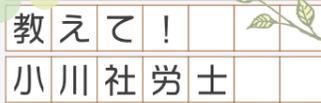
30万円未満の資産を一括償却できる制度の対象が、1個あたり40万円未満に引き上げられます。年間上限額300万円は据え置きです。昨今の物価高騰を考慮すると、総額枠の拡大も期待したいところではあります。

2. 資産運用・相続関連の大きな変化

資産税関連については、全体として増税の色彩が強い内容となっています。

- ・NISA拡充 : つみたてNISAの対象年齢が0歳まで拡大
- ・暗号資産 : 譲渡益課税を総合課税から分離課税へ見直し
- ・教育資金贈与 : 非課税措置が終了する見込み
- ・相続評価見直し : 直前に取得した「貸付用不動産」や「不動産小口化商品」の評価方法が厳格化され、実質的な増税（生前短期取得資産の評価厳格化）

【税理士の視点】 相続税の改正は全体的に厳しい内容です。株価や物価の上昇を考慮すれば、基礎控除額の引き上げ等の負担軽減策も議論されるべきで、課税に重点を置いたアンバランスな改正に感じられます。これらの改正案は国会審議を経て確定します。確定後は、あらためてセミナー等で詳細な対策をご案内予定です。



社労士が教える実務のヒント

2026年に施行される主な法改正等について

- ・子ども・子育て支援金徴収開始（4月～）
健康保険料と合わせた形で、子ども・子育て支援金の徴収開始
- ・女性活躍推進法の改正（4月～）
従業員101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表義務
- ・在職老齢年金制度の見直し（4月～）
支給停止収入基準額が、51万円から62万円に引き上げ
- ・障害者法定雇用率の見直し（7月～）
障害者法定雇用率が2.7%へ引き上げ
- ・カスハラ、就活ハラスメント対策義務化（10月予定）
事業主による防止措置が義務化

その他、来年度以降、短時間労働者への社会保険適用については、企業規模要件のさらなる緩和が予定されており、保険料負担や人件費設計への影響が想定されます。採用条件、就業時間設計、業務分担そのものの再構築が不可避かもしれません。

また、労働基準法の抜本的改正も審議されており、「法改正が出てから動く」のではなく、労務管理の実態把握（データ化・可視化など）や、規定整備、管理者への教育など、どう先手を打つかが重要なカギとなります。



株価の値動きを表す際によく目にするグラフである「ローソク足」は、江戸時代に日本で生まれた世界最古のチャート分析術と言われていす(チャート=過去の相場の動きを記したグラフ)。考案者は、山形県の豪商・本間宗久。当時、大坂の堂島で行われていた世界初の先物取引「米相場」で勝つために編み出されました。1980年代後半から1990年代初頭にかけて海外でも認知され広く普及し「Candlestick chart」あるいは考案国への敬意を込めて「Japanese candlestick chart」と呼ばれています。